

懇談テーマ1【自治会加入促進、活性化ための条例の制定について】

全国で自治会離れが進み、特に若年層は自治会自体にその意義やメリットを感じず、役員をしたくない、行事参加が面倒、ごみさえ捨てられればかまわない等の意見がある。

自治会としても、会費減額や、自治会行事の削減、会員のコミュニケーションを図るためのイベントなど、自治会に魅力を感じてもらうための努力はしているが、若年層の参加は見込めず、会員の減少、高齢化による役員等のなり手不足やごみステーション利用についてのトラブルなど、自治会としての限界を感じている。

市も自治会加入案内や研修を実施するなどの努力は理解するが、断片的であり、体系的に支援する手段はとられてない。地域を守る為にも、早急に自治会加入促進等の施策が必要なのではないか。

那須塩原市や宇都宮市では、自治会活動に関する条例を制定している。条例制定が直ちに自治会加入者の増加や活性化等につながるわけではないが、市として自治会の加入促進、活性化を後押し、市民に自治会の重要性をアピールするきっかけにはなるのではないか。

自治会に対する市のさらなる支援を期待し、自治会の発展活性化のために条例の制定を希望する。

【回答】

現在自治会運営においては、若年層の加入率の低下や高齢者世帯の退会、役員の担い手不足など、地域コミュニティの維持に関わる課題が深刻化していると認識している。

自治会加入促進の取組としては、本市においては、転入時における加入案内や宅地建物取引業者との連携による周知などを行っている。

各自治会においても、それぞれ工夫され、自治会員の確保に向けて努力されているが、うまくいかず苦慮しているという声を聞いている。

他市の取組事例を参考として、自治会条例の制定とのご提案をいただいたが、本市では、平成25年に「大田原市自治基本条例」を制定しており、この条例では、市民の役割の一つとして「自ら自治組織の活動に参加し、地域課題の解決に努める」旨を規定している。そのため、現時点では、新たな条例の制定ということではなく、自治基本条例の規定に基づき、地域住民の自治会加入を促進し、地域活動の持続可能性の向上に努めていくので、ご理解・ご協力をお願いしたい。

今後も自治会への加入促進に向け、自治会が果たしている役割や地域にもたらす効果について、引き続き丁寧な周知に努めるとともに、区長連絡協議会等と連携し、体系的な支援の手法も含め、実効性のある支援策について検討していく。

【意見等】

今回自治会加入促進条例ということで出したのだが、平成25年に、同じような大田原市自治基本条例という条例が制定されていたことを、多くの市民の方は知らないと思う。自治会の加入促進だけではなく、市全体での自治会加入率や、自治会が何をしているのかなど、市としてもっとアピールしていただきたい。1自治会だけで人を集めることはできない。高齢化で、高齢者が頑張っている状況であり、若い人たちがもっと自治会に参加してもらうようなアピールをしないと、この先、役員も自治会活動も何もできなくなる。お金だけを出せばいい問題ではないと思っている。

金田地区では一つの自治会がなくなり、当自治会も180名いた会員が80名になるという危機にある。これ以上自治会費を上げることも減らすこともできない。条例制定もそ

うだが、もっと自治会の現状をわかっていただきたいということで、今回課題を出した。市の支援をもっと頑張りたいと思っている。

【再質問】

今回の課題は、過去から何度も同じようなことを話されていると思う。

現在自治会内に新たに団地ができ、最終的には合計25、6軒になると思うのだが、今10軒近く住んでいる。

ところが、私どもに一切自治会加入の相談がきていない。加入促進をしているならば、あって然りと思っているのだが、具体的に、どのような加入促進をしているのか伺いたい。

【回答】

市に転入者が転入届を提出する際、転入者に渡す様々な資料の中の一つに、自治会加入に関するパンフレットがある。内容は、自治会について市民に十分理解されていない実情を踏まえ、自治会の活動内容や、自治会の必要性やその意義について等を記載している。

また、不動産事業者と協力し、アパート、貸家などの契約に来た方や、分譲地などで例えば建売を購入する方に対しても、不動産事業者を通じて同様のパンフレットを配布している。

【再質問】

具体的には、1人も相談にも来ない。もう少し「班長や自治会に相談してください」などと言っていたらありがたい。

【回答】

市民課窓口の担当には、再度、ただ渡すのではなくて、自治会加入ということで「区長にご連絡ください」と一声かけるように話したいと思う。

【再質問】

パンフレットの件で提案だが、各自治会と、内容を共有した方がいいのではないかとすれば、各自治会長などがそのパンフレットに対して、こうした方がいいのではないかと意見も出ると思う。

また、案内するときに、自治会長の紹介をしていないことが分かったので、個人情報に触れるかもしれないが、一言自治会長を紹介するなども踏まえて、自治会とパンフレットの内容を共有した方がいいと思う。

【回答】

今配布しているのが、「自治会加入のお知らせ」というものなのだが、もう少し内容を精査した方がいいのではないかとということで、市の区長連絡協議会でその内容等について意見をいただきながら、今、改善についての協議を進めているところである。転入者が、自治会に興味を持つような内容になるように、改善をしたいと考えている。

自治会長の紹介については、自治会に入りたいが紹介してほしいという方には紹介しているが、「自治会に加入してください」という時点でリアクションが返ってこない方に、自治会長の紹介までは難しいと思われる。そういったことも含めて、窓口の担当課とは協議したいと考えている。

【再質問】

転入時のパンフレット配布の際、4月に配布されたごみ分別のルールの小冊子も配っているのか。もし配っていなければそれも配っていただきたい。

今日も一つ、燃えないごみが分別されていないため収集されておらず、月2回から3回

そういうことがある。ごみの分別のルール、またはカレンダーも、一緒に配布していただきたい。

【回答】

転入時に、ごみの出し方のパンフレットとごみカレンダーと一緒に配布しており、対応はできていると考えている。

【回答】

転入者に対する配布物で、ごみの分別収集の案内以外にも、数枚の燃やせるごみのごみ袋や、防災に関するハザードマップなど、必要と思われるようなものはあわせて配布している。

【再質問】

当地区内では、ごみステーションについて「自治会に加入している方は利用できる」「加入していない場合には利用できない」という規約がある。ところが、地区内に来れば、当然に利用可能であるとの認識で利用する者があり、申し入れをした。ごみステーションの管理等に係る費用や管理については、自治会で管理している。例えば集積ボックスが破損した場合には、自治会の費用で破損箇所を直している。管理して、当然費用が発生する。その辺の利用について、市としても、よく確認をするように話をしていただきたい。

【回答】

ごみステーションに関しては、自治会に加入しないと利用できないという決まりは基本的にはない。ただし、各自治会で独自の取り決めをしているため、市に相談があった場合には、利用者と自治会でお互い使いやすくできるように協議をしてくださという回答をしている。

基本にごみステーションは、申請者が一般の住宅の場合、約15軒を一つのグループとして設置を可能としている。清掃などの責任者と使用者の氏名や住所を市に申請していただき、環境衛生推進員にも地区内のごみステーションの場所などを情報共有して、設置や廃止を行っている。設置した世帯が管理するという基本的な決まりはあるが、自治会によっては、自治会費で修理や清掃をすることがあり、それぞれの対応は異なってくると思うので、市に相談があった場合には、必ず自治会と相談するよう案内している。

【再質問】

ごみステーション設置許可に関して、自治会を抜けた方が自治会以外のところでごみステーションを設置するとなった場合に、環境衛生推進員がそこで確認するのか。

【回答】

具体的にその場所に行って確認するというのではなく、書類上で、「この場所に新しいごみステーションを作りたい」ということで、申請者が環境衛生推進員のところに情報提供するという形になり、申請書に名前をもらうことになっている。

【再質問】

自治会未加入者がごみステーションを設置するときに、自治会としてではなくて、環境衛生推進員として見ろということか。

【回答】

環境衛生推進員の規則があり、ごみステーションの管理に関する事項が入っている。実際に推進員が清掃したり管理するというのではなく、自治会に入っていない方から、

例えば汚れているとか何か相談事があった場合には、市に繋ぐようお願いをしている。全てのごみステーションを回って管理してということではなく、何かあったときには市に連絡するようにお願いしている。

【再質問】

自治会を抜けた人たちが新たにごみステーションを申請するときに、市から環境衛生推進員の確認を求められるが、自治会が嫌で抜けた人たちのために自治会がそれをやるのかという矛盾点がある。また、先日自治会のごみステーションのトラブルで、設置に関する書類の確認に行ったところ、過去の書類が廃棄されて、それに関する書類がないということがあった。その辺のところが曖昧になっていて、トラブルになっているのが現実である。

ごみステーションに関して、実際に使われている人が何人いるのかを、市では把握していないと思われる。30年前の書類では10数名と記載されているが、現在は自治会を抜けた人も使っているところもあり、自治会と非自治会員の境がないというのが現実である。どこまで自治会が責任を持つべきなのか、非常に危惧している。

【回答】

ごみステーションは自治会加入が絶対条件ではなく、未加入でも設置できる。ただし、自治会の環境衛生推進員が全く把握していない状態でごみステーションが増えてしまうと、お互いに情報共有ができなくなるため、環境衛生推進員にその現状を伝えるようお願いしている。推進員が全てのごみステーションを管理することを求めているものではない。難しい問題ではあるが、自治会とその使用者の中で、折り合いをつけていただく必要があり、例えば自治会に未加入でも、ごみステーションを使うのに使用料の一部(半額や4分の1)を求める自治会や、清掃参加を条件とする自治会など、それぞれの自治会で決めているところがある。市として一律の対応方針を示すことは難しく、自治会の中で、使い方などを相談していただきたい。

【意見等】

この議論はきりがないので、市に直接行って相談していただきたい。

【回答】

このテーマのご意見として持ち帰らせていただく。

【回答】

相談窓口は本庁舎2階の生活環境課になる。

懇談テーマ2【市道の改修について】

倉骨地区の市道の中には、舗装はされているものの軽自動車を通れるほどの道幅しかなく、救急車が入ることができなかつたり、宅配便のトラックが下の水田に落ち、コンバインで引き上げたということがある。昨年度、道路課に要望したところ、路肩注意表示のポールが設置されたが、改修にはいたっていないため、改修をお願いしたい。

【回答】

相談箇所は、市道倉骨6号線および市道大豆田品川線であり、現地を確認したところ、路肩の崩落や舗装の損傷が見受けられたため、修繕を実施する。

市では、日常的な道路パトロールや市民の皆様からの情報提供をもとに、適宜対応し、

安全な道路の維持・確保に努めていく。

【意見等】

先日も現地確認をお願いした。圃場整備等により従来の馬車道であった箇所に舗装した結果、路肩部分の除草剤散布により植物が枯れ、崩れが生じている状況である。路肩の崩落防止を急いで対応いただきたい。予算の関係もあり難しいと思うが、軽トラックに限らず普通車や2トン車が確実に通行できるようにしていただきたい。

【意見等】

市道ではなく農道の事例だが、地域環境保全会として農林整備課と相談しながらパイプと孟宗竹を組んで道路脇に設置し、路肩の崩れを防止したことがある。前例としてお知らせする。

懇談テーマ3【防火水槽撤去に伴う消防設備について】

昨年度、損傷がみられるということで、倉骨地区内の防火水槽を撤去した。

防火用水は、市の上水道を使用するということがあったが、倉骨の折橋地区には上水道がない。もし、住宅火災ということになれば、消火に使用する水をどのように確保するのか、大きな課題がある。できれば、上水道を設置していただきたい。

【回答】

令和7年度に撤去した笹原地区の防火水槽は、県営圃場整備事業により支障となったために撤去をしたものである。撤去に当たり、大田原消防署と周辺の水利の状況を確認し、消火栓と自然水利により対応が可能と判断しているため、ご理解いただきたい。

折橋地区への消火栓設置を目的とした上水道設置については、本市水道局と大田原消防署により、消防水利の確保のための、上水道の整備による消防水利の必要性について協議を進めていく。

【再質問】

折橋地区西側は山林であり、火災が発生すると延焼するおそれがある。近隣を流れる巻川はあるが、消防水利としての十分な活用は難しい。隣接する蛭田地区・品川地区には上水道が整備されているが、折橋地区は整備されておらず取り残されている状況にある。防火の観点から上水道の設置をお願いしたい。

【回答】

消火栓の必要性については大田原消防署との協議が必要となるが、近隣まで水道が来ている状況を踏まえ、検討の余地があると考えており、協議を進めていく。

懇談テーマ4【防災・防犯設備の設置促進について】

感震ブレーカーの設置促進に向けた取り組み、及び防犯設備の設置促進に向けた取り組みを強化していただきたい。

例えば、感震ブレーカーや防犯設備を設置・購入する際は、支援や助成をしていただく。設置の普及啓発のために市ホームページに掲載したり、チラシを作成し配布する等。

【回答】

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断する機器で、電気火災を未然に防ぐ有効な手法の一つであり、設置・購入費補助については、今後の国の動向を注視しながら、他自治体の事例を参考に調査研究していく。また、普及啓発については、市ホームページやよいちメール等で周知することで、感震ブレーカーの認知を高め、設置促進に向けた啓発を進めていく。

防犯設備の設置促進に向けた取り組みについては、2つの補助事業を実施している。

1つ目は、特殊詐欺対策電話機の購入補助で、一般家庭を対象に、65歳以上の方がいる世帯に対し、特殊詐欺対策機能を持つ電話機等の購入費用の一部を補助している。補助額は、購入価格の2分の1、上限5,000円と設定している。

2つ目は、防犯カメラの設置補助で、自治会や商店会等を対象に、防犯カメラを設置する場合に、設置費用の補助を行っている。補助額は、防犯カメラ設置に要する経費の3分の2以内で、1台当たり上限30万円と設定している。

今後は、市ホームページやよいちメール等で各種防犯設備の有効性等の情報発信を行うとともに、各種会合やイベントの場を活用して、設置促進に向けた周知啓発に努めていく。

また、家庭用防犯設備の補助については、他自治体の取組状況や国・県の財政支援の状況を踏まえながら、補助制度について検討を進めていく。

【再質問】

今年4月の茨城県南部を震源とする震度5弱の地震以降、地震が頻発している。この状況の中、那須地区消防本部から住宅用火災警報器・感震ブレーカーの設置状況調査がよいちメールで案内された。小山市がこの制度を開始したとの報道や、国の首都直下地震緊急対策推進基本計画において感震ブレーカーの設置率を20%から10年間で概ね設置することを目指す、という方向性を示していることも踏まえ、普及啓発の強化をお願いしたい。

上三川町強盗殺人事件を受け市町村長会議でも防犯設備購入支援の要請があったと聞いている。佐野市等の事例も踏まえ、購入・設置の支援をお願いしたい。

【回答】

感震ブレーカーの購入補助については、小山市が本年5月から導入、栃木市も令和8年6月議会で調査研究を進めるとのことであり、本市でも調査研究を進めていく。防犯設備の購入補助についても、市民の不安感の高まりを踏まえ、家庭用防犯設備の購入補助の実施について優先的に検討を進めている。

【再質問】

市のイベント等での意識向上のPRを積極的に行っていただきたい。また、令和3年4月に運用開始した防災行政無線について、住宅の防音性の高さから聞こえにくいとの意見が当初からあるが、運用開始後に市民から改善要望等はあったか伺いたい。

【回答】

雨天時や住宅の密閉性の高さにより、聞こえにくいとの意見はいただいている。設置箇所の増設などの対応は現時点で検討していないが、聞こえにくいとご指摘のあった場所については、機器更新や点検時に、無線機器の出力調整やスピーカーの向きを変える等の対応を行っている。よいちメールや電話による内容確認サービスがあるため、そのことについても再周知し、聞こえにくさをカバーしていく。

【再質問】

よいちメールの登録者数は、市民の何%程度か伺いたい。

【回答】

よいちメールの登録件数は約1万4,000件、同内容が届くLINEは約1万5,500人登録している。両者は重複利用者が多いため、最大で見て約1万5,500人に情報が届く形となっている。

懇談テーマ5【金田北地公民館の多目的グラウンド整備補助について】

金田北地区公民館多目的グラウンドは、大田原市グラウンドゴルフ協会金田支部の練習場や、休日には子供の遊び場として活用しており、学校関係の行事があるときは、駐車場として活用することもある。

多目的グラウンドの整備は、グラウンドゴルフ金田支部の会員が、高齢にも関わらず定期的に草取りや除草剤散布、更に軽トラックにローラーを付けてならして綺麗にしている。周辺の花壇も、定期的に除草をしている。

しかし、公民館から支払われるのは除草剤の費用のみで、ガソリン代や草取り等人件費の費用負担は一切されていない。

作業実施者は、ほとんどが年金生活者である。少なくとも熱中症防止策として、飲み物程度の費用を市から出すことができないか、管理費としての市の補助金について、ぜひ検討していただきたい。

【回答】

ご指摘のとおり、現在は除草剤の購入費を支援しているが、ガソリン代や作業に係る人件費、飲料代などについては補助の対象としていない。

一方で、作業に従事される方々の高齢化が進む中、特に夏季における熱中症対策の重要性については認識している。これまでも必要に応じて、飲料水を提供してきたが、今後も引き続き提供していく。

今後も、地域の皆様と連携しながら、安全で持続可能な環境維持活動の推進に努めていく。

【再質問】

金田の北と南でグラウンドゴルフの練習を行っている。会員は50名で、年齢は80歳を過ぎていて高齢者も多い。除草剤散布や草取りを行う際、暑いときに気分悪くなる方もいるため課題を提案したが、従来の対応と変わらないということか。

【回答】

飲料水の提供については、地区公民館に声をかけていただければこれまでも対応しており、今後も継続する。ただし作業日程が地区公民館に事前に知らされていない場合は準備ができていないこともあるため、事前に日程を知らせていただければ対応していく。

【再質問】

土曜日等、地区公民館が休館で鍵がかかっている場合があるが、そのことも含め、地区公民館長と直接相談すればよいのか。

【回答】

そのようにしていただきたい。

その他

【質問】

現在各家庭等で余っている本を活用し、公民館敷地周辺に、鍵をかけずに自由に本を持っていったり置いていける簡易な図書スペースを作りたいと考えているが、そうした変則的な取組に対応可能な補助金等はあるか伺いたい。

【回答】

現行の補助金制度で該当するものはないと思われる。新たな補助金の検討にあたっては対象事業や効果を整理する必要があるため、まずは地区公民館の窓口である生涯学習課に相談いただきたい。

【再質問】

本は5円10円で捨てられている時代であり漫画の本でも何でも構わないので、また、小さい子どものおもちゃなども置いておいて、小さい子どもからお年寄りまで利用できるよう、仲間作りというか、そのような形でできたらいいと考えている。公民館内に作ればいいのだが、鍵がかかっているの、鍵のない開かれたところでできないかというのが希望である。

【回答】

東日本大震災の被災地で、寺院の一角に古本を持ち寄る簡易な図書スペースをコンテナ等で設けていた事例を記憶している。コンテナ程度の規模であれば対応可能な可能性もあり、まずは需要や各自治会での必要性を調査研究したい。

【質問】

自治会費を納めている世帯は消防負担金を払っているが、未加入世帯は負担していない。そのことについて、市から何か投げかけているのかどうかというのが不明である。

【意見等】

消防団への自治会からの支援は、地域が自らを守るという考えに基づくものであり、市からの手当は出動1回あたり少額（かつての例では1,000円程度）に過ぎない実情がある。消防団への支援は自治会・住民の気持ちによるものであり、強制ではないことを理解いただきたい。

【意見等】

自治会では防犯灯をつけるなどしているが、同じ恩恵を受けていながら会費を払わない人たちがいる。これでいいのかと考えており、共益費を取れるような形で話を進めていきたいと考えている。